

大和市告示第70号

大和市重度身体障害者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則（平成19年大和市規則第38号）第10条第1項の規定により訪問入浴サービスに要する費用を次のように定め、令和3年4月1日から適用する。なお、平成21年大和市告示第47号は、同日限り、廃止する。

令和3年3月31日

大和市長 大 木 哲

訪問入浴サービスに要する費用（1回当たり）

入浴サービスを実施した場合	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号。以下「基準」という。）別表2 訪問入浴介護費イに定める単位数に10を乗じて得た額
清しき又は部分浴を実施した場合	基準別表2 訪問入浴介護費イに定める単位数（ただし、同イ注3の規定を適用して算定し、小数点以下の端数は切り捨てるものとする。）に10を乗じて得た額
入浴保留の場合（受給者宅を訪問し、当該受給者の都合により入浴実施を取りやめた場合）	5,000円